

計画における項目	実施内容	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲	令和7年度実施状況	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	今後(令和8年度以降)の実施計画
基本施策1 地域におけるネットワークの強化									
(1)総合教育会議運営事業	児童、生徒とのいじめ防止や自殺対策などの様々な課題を共有し、構 ずべき措置について協議します。	P.16	総合政策部	政策調整課		1回開催（1月） 魅力ある学校づくりの実現に向け、学校の再編やあり 方、学校と地域の関わり、加須市がめざす学校教育に ついて、意見交換を行った。	総合教育会議を開催し、加須市の教育政策につ いて市長と教育委員会が協議・調整することが できた。	100%	総合教育会議を年2回程度開催する。
(2)自治協力団体活動促進事業	自治協力団体の活動を促進し、イベントやお祭りなど交流する場を設 けるなど、住民同士が知り合い、地域で問題を抱える人の心の変化に 気づく機会をつくることで、自殺予防につなげます。	P.16	総合政策部	市民協働推進課		自治協力団体への支援、連携を通じ、各自治協力団体 では交通安全や防犯、防災をはじめ、環境美化や親睦 などの活動に取り組んでいる。 地域の課題に協力して対応しながら地域住民の交流の 場が作られている。	自治協力団体は地域にとって不可欠な存在であり、 令和7年度における自治協力団体加入率は 72.5%である。	73%	自治協力団体への支援等により、地域住民の交 流の機会をさらに促進する。
(3)家族・地域の絆推進運動事業	家族間や地域の絆を太くし、人と人との信頼関係や心と心の触れ合い を創出していくことにより、自殺予防につなげます。	P.16	総合政策部	市民協働推進課		絆コンサートを開催し、家族や地域との絆の重要性を 再認識した。	絆コンサートへは144名の参加があり、参加者が 家族や地域の絆の重要性を再認識できた。	100%	絆コンサートを実施する。
(4)児童虐待防止等ネットワーク事業	要保護児童対策地域協議会で、保護者等の自殺防止への危機意識の高 揚のための情報共有を図り、自殺のリスクを抱えた保護者等の早期発 見に努め、必要に応じて相談機関へつなぎます。	P.16	こども局	すくすく子育て相談室		要保護児童対策地域協議会の実務者会議にて、進行管 理を行っている世帯に対して、関係機関で情報共有を を行い、情報を整理した上で、世帯の抱える課題等の把 握に努めている。	要保護児童対策地域協議会にて、支援対象者の 早期発見や関係機関での連携に努め、必要に応 じて相談機関へつなぐことができた。	100%	「実施内容」の継続
(5)高齢者福祉管理事業	ひとり暮らし高齢者台帳のうち、見守り必要度の高い市民の情報を、 見守り活動を行う民生委員と共有することで、自殺のリスクを抱えて いる可能性のある市民への働きかけにつなげます。	P.16	福祉部	高齢介護課		民生委員の協力により、見守り等の支援の必要性が高 いひとり暮らし高齢者等を把握した。	ひとり暮らし高齢者等を把握し、関係機関で情 報共有することにより、対象者の見守り及び支 援に活用することができた。	100%	民生委員や高齢者相談センターと協力し、見守 り等の支援の必要性が高いひとり暮らし高齢者 等を把握する。
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成									
(1)人材育成事業	管理職の職員に対し、部下のストレスなどの心身の変化への気づきや 対応についてメンタルヘルス研修（ラインケア）を実施することで、 市民の相談に応じる職員の心身の健康の維持増進を図ります。	P.17	総務部	職員課		10月8日、課長以上の職員等を対象にメンタルヘル ス研修（ラインケア）を実施した。（午前・午後の2 回）	ストレスチェックの集団分析結果を活用し、計 画どおり2回実施することができた。	100%	実施を継続
(2)勤労者支援事業	労働セミナーを通して、労使共に労働知識の向上を図ることにより、 支援体制作りや労働環境の改善を図ることで職場のメンタルヘルス向 上へつなげます。	P.17	経済部	産業振興課		埼玉県と共催で動画配信形式の労働セミナーを実施。	動画配信を実施することで、知識の向上を図 り、支援体制作りや労働環境の改善に向けた機 会を提供することができた。	100%	労働セミナーを通して、労使共に労働知識の向 上を図ることにより、支援体制作りや労働環境 の改善を図ることで 職場のメンタルヘルス向上 へつなげます。
(3)認知症サポーター養成研修事業	認知症サポーター養成講座を開催し、地域住民の認知症への理解を深 めることで、認知症の高齢者及びその家族等を支える地域づくりを推 進します。	P.17	福祉部	高齢介護課		認知症サポーター養成講座を18回実施し、認知症サ ポーター養成者数が累計6,766人となった。	多くの方に認知症への理解を深めてもらえるよ う、認知症地域支援推進員やキャラバンメイト とともに、認知症サポーター養成講座の実施方 法などを検討し、計画的に講座を実施すること ができた。	97%	実施を継続
(4)こころの健康づくり事業	市民や職員を対象にゲートキーパー研修を実施します。	P.17	健康スポーツ部	いきいき健康医療課		年2回開催（7月、1月）	計画どおり2回実施することができた。	100%	年2回開催
(5)小学校健康推進事業	研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には 適切な支援につなげる等の対応をとることについて理解を深め、教 職員への支援の意識醸成につなげます。	P.17	学校教育部	学校教育課		メンタルヘルスに関連した研修の実施 ストレスチェックの実施	メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要 な場合には適切な支援につなげる等の対応を取 ることについて理解を深めることができた。研 修をととして、教職員への支援の意識醸成につ なげることができた。	100%	「実施内容」の継続
(6)中学校健康推進事業	研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には 適切な支援につなげる等の対応をとることについて理解を深めるこ とで、教職員への支援の意識醸成につなげます。	P.17	学校教育部	学校教育課		メンタルヘルスに関連した研修の実施 ストレスチェックの実施	メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要 な場合には適切な支援につなげる等の対応を取 ることについて理解を深めることができた。研 修をととして、教職員への支援の意識醸成につ なげることができた。	100%	「実施内容」の継続
(7)学校訪問指導事業	学校訪問時に、教職員のメンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要 な場合には適切な支援につなげる等の理解を深め、教職員がお互い に支援し合う意識の醸成につなげます。	P.17	学校教育部	学校教育課		実施内容や方法について、各校の実情にあわせて柔軟 に対応しながら行った。366回実施	学校訪問を、計画通り実施するできた。	100%	「実施内容」の継続
基本施策3 住民への啓発と周知									
(1)市民相談事業	相談機関等に関するポスターを掲示、相談リーフレットを配架するこ とにより、市民に対する啓発の機会とします。	P.18	総務部	人権・男女共同参画課		相談機関等に関するポスターを掲示、相談リーフレ ットを配架することにより、市民に対する啓発の機会と した。	相談リーフレットを配架することで、市民へ相 談窓口の周知を図ることができた。	100%	実施を継続
(2)障害者相談支援事業	来所者が手に取れるよう、相談先一覧等のリーフレットを市の窓口や 北埼玉障害者生活支援センターに設置することで、対象者への情報周 知を図ります。	P.18	福祉部	障がい者福祉課		毎月第1金曜日（第1金曜日が祝日等の場合は第2金曜 日）、合同相談を実施	予定通りに実施することが出来た。	100%	実施を継続

自殺対策計画令和7年度進捗確認シート(基本施策)

【資料3-1】

計画における項目	実施内容	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲	令和7年度実施状況	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	今後(令和8年度以降)の実施計画
(3)こころの健康づくり事業	メンタルチェックシステム「こころの体温計」を様々な機会に周知するとともに、こころの健康相談をとおして、精神疾患の早期発見と対応を行います。	P.18	健康スポーツ部	いきいき健康医療課	再掲	「こころの体温計」アクセス件数目標：18,852件/年 ・広報年2回(9月、3月) ・図書館シートへの広告掲載(3月) ・ホームページ更新(12回) ・SNS発信(5月)	アクセス件数が目標に届かなかったが、広報活動は計画どおりに実施することができた。	79%	「実施内容」の継続
(4)いじめ・不登校対策事業	リーフレットを全児童生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報等を周知します。 教育相談に訪れた保護者にリーフレットを配布し、相談先情報の周知を図ります。 スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援は、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減にも寄与します。 スクールカウンセラー等と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげます。 長期休業前の前校・学年集会やクラスにおいて、校長や学年主任、担任から命の大切さについて講話をします。 特別の教科道徳において、命の大切さの内容を扱います。	P.18	学校教育部	学校教育課		・いじめの相談先を児童・保護者向けに情報提供 ・スクールソーシャルワーカーによる関係機関と連携した包括的な支援の実施 ・スクールカウンセラー等を活用した学校・家庭との連携の充実 ・関係機関との情報共有 ・年3回(学期に1回)いじめに関するアンケートを実施 ・いじめ撲滅期間に「SOSの出し方」についての取り組みや特別の教科道徳の授業において、命の大切さに関する指導を実施	各校に対していじめの早期発見、迅速かつ適切な初期対応を呼びかけ、校長会等で周知した。 いじめ撲滅期間の取り組みやSOSの出し方についての取り組みについても計画通り実施できた。	100%	実施を継続
基本施策4 生きることの促進要因への支援									
(1)人権推進事業	人権相談等の相談の機会を提供することで、様々な問題に悩む方々の自殺リスクの軽減に寄与します。	P.19	総務部	人権・男女共同参画課		毎月第1金曜日(第1金曜日が祝日等の場合は第2金曜日)、合同相談を実施	予定通りに実施することが出来た。	100%	実施を継続
(2)DV等相談事業	女性のための相談事業(電話相談)を実施し、相談の機会を提供することで、女性の自殺リスクの軽減に寄与します。	P.19	総務部	人権・男女共同参画課		女性ホットライン(毎週月曜日9時～12時、13時～16時)による電話相談を実施	予定通りに実施することが出来た。	100%	実施を継続
(3)男女共同参画推進事業	女性のための相談事業(面接相談)を実施し、相談の機会を提供することで、女性の自殺リスクの軽減に寄与します。	P.19	総務部	人権・男女共同参画課		女性のための相談室(毎週木曜日13時～16時 予約制)による面接相談を実施	予定通りに実施することが出来た。	100%	実施を継続
(4)男女共同参画出前講座事業	コミュニティセンターや保健センターなどで実施している講座等に職員が出向き、男女共同参画に関する現状・方向性や相談等について説明を行うことで、自殺リスクの軽減に寄与します。	P.19	総務部	人権・男女共同参画課		男女共同参画セミナー等の研修や民生委員等の会議で実施	予定通りに実施することが出来た。	100%	実施を継続
(5)ワークライフバランス事業	男女ともに仕事や子育てなど自らの希望する生活バランスがえられるよう、「男女共同参画推進事業所表彰」の周知などを行うことで、自殺リスクの軽減に寄与します。	P.19	総務部	人権・男女共同参画課		男女共同参画事業所を2社表彰、男女共同参画情報紙などに掲載し広く周知した。	予定通りに実施することが出来た。	100%	実施を継続
(6)多重債務対策事業	多重債務問題を抱えた方に債務整理の説明や専門機関を案内し、生活再建に向けた支援を行うことで、自殺リスクの軽減に寄与します。	P.19	総務部	人権・男女共同参画課		令和7年度多重債務相談件数：43件	多重債務者に対して、債務整理の説明や相談先(専門機関)の案内をし、生活再建に向けた支援ができた。	100%	実施を継続
(7)市民相談事業	様々な問題に悩む方に各種相談の機会を情報提供するとともに、再相談の促しや適切な専門機関を案内することで、自殺リスクの軽減に寄与します。	P.19	総務部	人権・男女共同参画課	再掲	相談機関等に関するポスターを掲示、相談リーフレットを配架することにより、市民に対する啓発の機会とした。	相談リーフレットを配架することで、市民へ相談窓口の周知を図ることができた。	100%	実施を継続
(8)就業支援事業	セミナーや面接会による就労支援を実施することで、生活困窮の改善や自己肯定感の向上を図り、自殺リスクの軽減に寄与します。	P.19	経済部	産業振興課		セミナーや面接会による就労支援を実施することで、生活困窮の改善や自己肯定感の向上を図り、自殺リスクの軽減に寄与します。	県・国・関係機関との協議の結果、年間実施回数目標値200回に対し182回と概ね計画通り実施することができた。	91%	セミナーや面接会による就労支援を実施することで、生活困窮の改善や自己肯定感の向上を図り、自殺リスクの軽減に寄与します。
(9)事業資金融資あつ旋事業	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺リスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげます。	P.19	経済部	産業振興課		事業資金等融資の相談及びあつ旋受付を実施。	事業資金等融資実行件数の目標値12件に対し、20件融資を実行することができた。	100%	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺リスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげます。
(10)勤労者支援事業	失業者生活資金貸付、勤労者生活資金貸付などの制度により、生活状況が苦しい方へ支援を行うことで、自殺予防につなげます。	P.20	経済部	産業振興課	再掲	失業者生活資金貸付、勤労者生活資金貸付などの制度により、生活状況が苦しい方へ支援を行うことで、自殺予防につなげます。	民間の金融機関借入を利用することで勤労者の生活安定が図られていると思われるが、失業者生活資金貸付や勤労者生活資金貸付の申込みはなかった。	0%	失業者生活資金貸付、勤労者生活資金貸付などの制度により、生活状況が苦しい方へ支援を行うことで、自殺予防につなげます。
(11)ふるさとハローワーク事業	職業相談・職業紹介を実施することで、生活困窮の改善や自己肯定感の向上を図り、自殺リスクの軽減に寄与します。	P.20	経済部	産業振興課		職業相談・職業紹介を実施することで、生活困窮の改善や自己肯定感の向上を図り、自殺リスクの軽減に寄与します。	年間就職者の目標値480人に対し373人と計画の約8割実施することができた。	78%	職業相談・職業紹介を実施することで、生活困窮の改善や自己肯定感の向上を図り、自殺リスクの軽減に寄与します。
(12)民生委員・児童委員活動推進事業	民生委員による相談活動や見守り活動により、地域において自殺リスクを抱えた方の早期発見と支援につなげます。	P.20	福祉部	地域福祉課		民生委員による個別訪問により、地域における相談活動や見守り活動が実施された。	相談活動や見守り活動を実施できた。	87%	「実施内容」の継続
(13)生活困窮者自立相談支援事業	貧困家庭への面談や訪問を、貧困世帯等ハイリスク層へのアウトリーチ策にします。	P.20	福祉部	生活福祉課		貧困家庭への面談や訪問時には、自殺を予兆する言動等に注視し、アウトリーチ策としての視点も取り入れ実施する。対応の必要がある場合には関係機関、専門機関へつなぐ。	アウトリーチ策としての視点を取り入れた面接体制、関係機関等との連携体制を確保した。	100%	実施を継続

自殺対策計画令和7年度進捗確認シート(基本施策)

【資料3-1】

計画における項目	実施内容	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲	令和7年度実施状況	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	今後(令和8年度以降)の実施計画
(14)生活困窮者住居確保給付事業	自殺のリスクが高い集団にアプローチする窓口、接点となり得る見守り活動を行います。	P.20	福祉部	生活福祉課		相談面接時には、自殺を予兆する言動等に注視し、アウトリーチ策としての視点も取り入れ実施する。対応の必要がある場合には関係機関、専門機関へつなぐ。	アウトリーチ策としての視点を取り入れた面接体制、関係機関等との連携体制を確保した。	100%	実施を継続
(15)生活困窮者学習支援事業	学習支援を行うことで、支援を受ける中高生の放課後の居場所とします。	P.20	福祉部	生活福祉課		被支援中高生の放課後の居場所を確保することで、孤立等心理的困窮を未然に防ぐ。	アウトリーチ策としての視点を取り入れた面接体制、関係機関等との連携体制を確保した。	100%	実施を継続
(16)生活保護事業	アプローチの機会として、各種相談・支援を行います。扶助受給等の機会を通じて本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげることで、自殺のリスクが高い集団へのアウトリーチ策とします。	P.20	福祉部	生活福祉課		生活保護業務での各種相談・支援において、自殺を予兆する言動等に注視し、アウトリーチ策としての視点も取り入れ実施する。対応の必要がある場合には関係機関、専門機関へつなぐ。	アウトリーチ策としての視点を取り入れた面接体制、関係機関等との連携体制を確保した。	100%	実施を継続
(17)中国残留邦人等支援事業	相談・助言を通じて、生活上の困難の軽減を図ることで、自殺リスクの軽減に寄与します。	P.20	福祉部	生活福祉課		相談面接時には、自殺を予兆する言動等に注視し、アウトリーチ策としての視点も取り入れ実施する。対応の必要がある場合には関係機関、専門機関へつなぐ。	アウトリーチ策としての視点を取り入れた面接体制、関係機関等との連携体制を確保した。	100%	実施を継続
(18)障害者虐待防止事業	虐待が疑われる事案が発生し、当事者と面談した場合、自殺リスクの高い方の存在の有無に注意し、適切な支援先へつなぎます。	P.20	福祉部	障がい者福祉課		虐待が疑われる事案に対応する中で、自殺リスクの有無に留意し対応する。	対応において、自殺リスクの有無を適切に判断した結果、該当する者がいなかった。	100%	引き続き当面の対応を継続する。
(19)日中一時支援事業	一時預かりの機会を活用し、障害者（児）の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会にします。	P.20	福祉部	障がい者福祉課		施設に通所した際などに、障がい者やその家族の様子を伺い、自殺傾向のある市民を相連に察知し、地域や庁長で連携出来るよう事業所へ声掛けを行う。	障がい者がサービスを利用する事で介護者の負担軽減にもつながり、介護者の自殺を未然に防ぐ事に繋がっていると捉えている。	100%	引き続き当面の対応を継続する。
(20)在宅重度心身障害者手当支給事業	手当の申請に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見を図ります。	P.20	福祉部	障がい者福祉課		手当の申請に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見を図る。	手当の申請に際して、当事者や家族等と対面する機会を活用することで、問題に早期に気付くことができたと捉えている。	100%	引き続き当面の対応を継続する。
(21)障害者就労支援事業	障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得る就労支援を行うことで自殺リスクの軽減を図ります。	P.20	福祉部	障がい者福祉課		北埼玉障がい者就労支援センターを社会福祉法人共愛会へ委託し運営しており、就労準備支援、職場定着支援、生活支援等を実施することを通して、障がい者の抱える問題の早期発見するよう取り組めた。	就労支援により障がい者と関わる中で、障がい者の抱える様々な問題に早期に気づくことができたと捉えている。	100%	北埼玉障がい者就労支援センターを社会福祉法人共愛会へ委託し運営しており、就労準備支援、職場定着支援、生活支援等を実施することを通して、障がい者の抱える問題の早期発見を図る。
(22)高齢者総合相談支援事業	高齢者又はその家族等への相談支援を通じて、本人や家族が抱える様々な問題を察知し、自殺対策につなげます。	P.21	福祉部	高齢介護課		高齢者相談センターにおいて、電話、窓口、訪問等により高齢者やその家族等に対する相談支援を行った。	相談者への助言や情報提供を通じて、相談者の負担の軽減を図ることができた。	100%	高齢者相談センターにおいて、電話、窓口、訪問等により高齢者やその家族等に対する相談支援を行う。
(23)老人クラブ支援事業	老人クラブの基本理念である老人教養、健康増進、友愛活動に準ずる各事業を通して、会員同士のふれあいやいきがいを創出し、閉じこもりや自殺の防止につなげます。	P.21	福祉部	高齢介護課		単位クラブ及び地域連合会に対し、補助金の交付及び事務の支援等を行うことにより、その活動を支援した。	年間計画で予定していた事業は、すべて予定通り実施することができた。	100%	昨年度と同様の支援の実施を予定している。
(24)ひとり暮らし高齢者地域交流助成事業	高齢者の交流の場となるふれあい会食会の開催等への支援を通じて、高齢者の外出・交流の機会の創出や高齢者の孤立の防止につなげます。	P.21	福祉部	高齢介護課		社会福祉協議会への助成を行うことによって、ひとり暮らし高齢者の交流を推進した。	ひとり暮らし高齢者等を把握し、関係機関で情報共有することにより、対象者の見守り及び支援に活用することができた。	100%	社会福祉協議会への助成を行うことによって、ひとり暮らし高齢者の交流を推進する。
(25)介護予防ケアマネジメント事業	ケアプランの作成及びモニタリングにおいて、ケアマネジャー等が高齢者の自殺リスクを早期に発見し、適切な支援機関につなぎます。	P.21	福祉部	高齢介護課		高齢者相談センター及び居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）と市が連携し、高齢者の自殺リスクの早期発見に努めた。	高齢者の自殺リスクを把握し、通所サービスの利用や地域住民等による見守り支援等につなげることができた。	100%	実施を継続
(26)介護予防・生活支援サービス等事業	訪問又は通所サービスの提供を通じて、介護が必要となるおそれのある高齢者の心身の機能の改善や生きがいがつくりにつなげます。	P.21	福祉部	高齢介護課		市が指定した事業所による訪問又は通所サービスの提供を行うとともに、運動機能向上のための短期集中型の通所サービスを実施した。	要介護状態等なるおそれのある高齢者に対し、一人ひとりの健康状態に応じたサービスを提供することができた。	100%	実施を継続
(27)権利擁護事業	高齢者虐待の防止に関する啓発や個別ケースの支援を通じて、高齢者を保護し、及び家族の負担を軽減し、自殺の防止を図ります。	P.21	福祉部	高齢介護課		市と高齢者相談センター等が連携し、虐待を受けたと思われる高齢者の保護及び養護者への助言等の支援を行った。	高齢者及び養護者等への支援を通じて、高齢者の権利擁護及び養護者の介護負担の軽減等を図ることができた。	100%	市と高齢者相談センター等が連携し、高齢者の保護及び養護者への助言等の支援を行う。
(28)養護老人ホーム入所事業	養護老人ホームへの入所手続の中で、対象者及びその家族の家庭における様々な課題等を把握し、必要な支援につなげます。	P.21	福祉部	高齢介護課		養護老人ホームへの入所手続の中で、対象者及びその家族の家庭における様々な課題を把握し、必要な支援を行った。	対象者の保護及び家族の介護負担の軽減等を図ることができた。	100%	養護老人ホームへの入所措置等を通じて、対象者及びその家族等の課題を把握し、必要な支援を行う。
(29)認知症総合支援事業	認知症の高齢者やその家族等が悩みを共有したり、情報交換をできる場を設けることで、本人や家族等の負担軽減を図ります。	P.21	福祉部	高齢介護課		認知症ケア相談室や認知症地域支援推進員等による相談支援等を行った。	認知症の人を介護する家族等に助言等を行うことにより、介護負担の軽減を図ることができた。	100%	認知症ケア相談室や認知症地域支援推進員等による相談支援、認知症初期集中支援チームによる支援等を行う。
(30)要支援高齢者把握事業	介護が必要となるおそれのある高齢者を把握し、必要な介護サービス等につなげることで、その人の心身の機能の改善や生きがいがつくりにつなげます。	P.21	健康スポーツ部	いきいき健康医療課		ハイリスク支援（健康状態不明者対応、フレイル予防、生活習慣病重症化予防等）200件、および専門職によるアウトリーチ訪問相談1,810件を実施した。	多角的なリスク把握と専門職の介入により、早期の支援体制を築いた。個々のニーズに合わせた相談対応や施策案内を通じ、介護予防と自立支援の促進に繋げることができた。	100%	要介護状態等となる可能性の高い高齢者を把握し、専門職による個別支援等を行う。
(31)健康相談事業	健康問題をはじめとした相談・支援を行います。必要時には医療等の専門機関へつなぐなどの対応を取ります。	P.21	健康スポーツ部	いきいき健康医療課		保健師・管理栄養士・歯科衛生士による重点健康相談を年7回開催し、延べ104名の相談を実施。	相談を希望する市民に対して健康相談を実施し、必要に応じて医療等の専門機関に繋ぐことができた。	100%	健康相談に関する相談を行い、必要時には医療等の専門機関に繋ぐ。

自殺対策計画令和7年度進捗確認シート(基本施策)

【資料3-1】

計画における項目	実施内容	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲	令和7年度実施状況	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	今後(令和8年度以降)の実施計画
(32)こころの健康づくり事業	メンタルチェックシステム「こころの体温計」を様々な機会に周知するとともに、こころの健康相談をとおして、精神疾患の早期発見と対応を行います。 自殺念慮や自殺未遂の相談に対し、関係機関と連携し支援を行います。	P.2 2	健康スポーツ部	いきいき健康医療課	再掲	「こころの体温計」アクセス件数目標：18,852件/年 ・広報年2回(9月、3月) ・図書館レシートへの広告掲載(3月) ・ホームページ更新(12回) ・SNS発信(5月) ・こころの健康相談利用率 90.3%	計画どおり実施することができた。	100%	「こころの体温計」アクセス件数目標：24,000件/年 ・広報年2回(9月、3月) ・図書館レシートへの広告掲載(3月) ・ホームページ更新(12回) ・SNS発信(5月) ・こころの健康相談利用率 80%
(33)スポーツ普及推進事業	スポーツ活動への支援などにより、スポーツ人口を拡大し、心身の健康づくりや自殺の防止につなげます。	P.2 2	健康スポーツ部	スポーツ振興課		加須市スポーツ協会、加須市レクリエーション協会、加須市スポーツ少年団への助成を行い、活動を支援した。 令和7年度各団体会員数 加須市スポーツ協会（加盟競技団体会員数）：3,014人 加須市レクリエーション協会：513人 加須市スポーツ少年団（指導者除く）：596人	誰もが気軽にスポーツに参加することができるよう、随時、会員募集や会員同士の親睦や健康増進を図ることを目的に事業を実施できた。地域、地区体育祭は、自由参加種目を増やしたり、短時間での開催など、工夫しながら実施できた。	74%	・加須市スポーツ協会、加須市レクリエーション協会、加須市スポーツ少年団への活動支援 ・地域、地区体育祭の支援
基本施策5 子ども・若者への支援									
(1)児童扶養手当支給事業	児童扶養手当支給申請等において対象者の状態把握に努め、必要に応じて相談機関へつなぎます。	P.2 3	こども局	子育て支援課		児童扶養手当に係る手続きの際、生活困窮等の相談があった方に対し、他の支援制度の情報提供を行った。	相談者の困りごとに寄り添うことができた。	100%	児童扶養手当に関する相談や現況届の一斉受付等の機会を捉えて、対象者の把握に努める。
(2)子育て支援医療費支給事業	子育て医療費受給申請等において対象者の状態把握に努め、必要に応じて相談機関へつなぎます。	P.2 3	こども局	子育て支援課		子育て支援医療費に係る手続きの際、生活困窮等の相談があった方に対し、他の支援制度の情報提供を行った。	相談者の困りごとに寄り添うことができた。	100%	受給資格の登録（変更）の手続きや医療費支給申請書の受付等の機会を捉えて、対象者の把握に努める。
(3)ひとり親家庭等医療費事業	ひとり親家庭医療費受給申請等において対象者の状態把握に努め、必要に応じて相談機関へつなぎます。	P.2 3	こども局	子育て支援課		ひとり親家庭等医療費に係る手続きの際、生活困窮等の相談があった方に対し、他の支援制度の情報提供を行った。	相談者の困りごとに寄り添うことができた。	100%	受給資格の登録（変更）の手続きや医療費支給申請書の受付等の機会を捉えて、対象者の把握に努める。
(4)母子家庭等自立支援事業	就労するために必要な資格の取得を支援し、生活の安定を図ること、自殺リスクの軽減を図ります。	P.2 3	こども局	子育て支援課		14人の方に母子家庭高等職業訓練促進金を支給し、受給者の自立に向けた資格取得を支援した。	安定した職業に就くための資格取得につなげ、ひとり親家庭等の生活の安定と自立に貢献することができた。	100%	児童扶養手当現況届の案内時等の機会を活用し、母子家庭等の自立支援に係る給付（貸付）制度の周知を図る。
(5)子育て総合相談事業	母子保健コーディネーター及び子育てコンシェルジュが、困難を抱えた保護者の状況把握に努め、必要に応じて適切な機関につなぎます。	P.2 3	こども局	すくすく子育て相談室		妊娠届出時の聞き取りや、子育てに関する相談をした妊婦・保護者に対して、母子コーディネーターや保健師が必ず面接を行い、その妊婦が抱える不安や状況の把握に努めている。また、妊婦の不安の程度や状況に応じて、適切な支援先へつなげている。	切れ目のない支援を実施した。	100%	母子保健コーディネーター及び子育てコンシェルジュが、困難を抱えた妊婦や保護者の状況把握に努め、必要に応じて適切な機関につなぎます。
(6)家庭児童相談事業	早期の段階から家庭児童相談員が関与し、相談内容の聞き取り等を踏まえて必要な助言・指導を提供することで、リスクを軽減させるとともに、必要時には他の専門機関へとつなぐなどの対応を推進します。	P.2 3	こども局	すくすく子育て相談室		家庭児童相談に対応する中で、支援対象者の課題等の把握に努め、課題の解決に向けて伴走型支援を実施。支援対象者の相談先となることで孤立化を防ぎ、ひとりで問題を抱え込まないように働きかけている。	家庭児童相談員が、困難を抱えた支援対象者の相談を受ける中で状況把握に努め、必要に応じて適切な機関につなぐことができた。	100%	「実施内容」の継続
(7)子育て支援センター事業	子育て支援センターに親子が集い交流できる場を提供し、自殺リスクの軽減を図ります。	P.2 3	こども局	すくすく子育て相談室		子育て支援センターに親子が集い交流できる場を提供し、自殺リスクの軽減を図ります。	来所した養育者から育児に関する不安や悩み等の相談を受け付け、適切な助言、指導を行うことで、養育者の不安の軽減に努めた。	100%	子育て支援センターへ来所された親子の状況把握に努め、必要に応じて相談機関（すくすく子育て相談室）へつなぎます。
(8)子育てサロン事業	子育てサロンに親子が集い交流できる場を提供し、自殺リスクの軽減を図ります。	P.2 3	こども局	すくすく子育て相談室		保護者の育児不安等の相談や保護者どうしの情報共有を行える場としての居場所づくりに努め、育児負担の軽減を図っている。	保護者の育児不安等の相談や保護者どうしの情報共有を行える場としての居場所づくりに努め、育児負担の軽減を図ることができた。	100%	実施を継続
(9)乳幼児健診事業	乳幼児健診を受診した母子に対し、医師・保健師・心理士等の専門職が健康面の状況を確認し、母親の育児不安や負担、精神疾患のある場合は、関係機関と連携し支援します。	P.2 3	こども局	すくすく子育て相談室		医師、保健師、心理士等の専門職が健康面の状況を確認し、保護者の育児不安等の相談にのっている。	3～4か月児健診と3歳児健診は、受診対象者1,198人に対し受診者1,144人であった（受診率95.5%） 健診未受診者には再通知や訪問、電話連絡等によって状況を把握している。	95.5%	実施を継続
(10)幼児発達支援事業	子どもの発達に関して保健師・心理士等が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減に寄与します。必要時には医療機関・療育機関と連携し、養育者を支援します。	P.2 4	こども局	すくすく子育て相談室		ことばの遅れや発達、行動面や対人関係等に心配がある幼児やこどもの関わりに不安を持っている養育者に対し、遊びを通して発達を促し、養育者の育児不安や育児負担の軽減を図っている。 ・親子教室 24回/年 ・ことばの相談 72回/年 ・こども発達相談 12回/年	乳幼児健診等で紹介した児の教室への参加割合は87.5%であり、教室への参加を促す関わりができた。	87.5%	事業を拡充し、実施継続 ・親子教室 24回/年（4回を1コースとして実施） ・ことばの相談 73回/年 ・こども発達相談（拡充）心理士24回/年（新規）作業療法士、および言語聴覚士 各6回/年

自殺対策計画令和7年度進捗確認シート(基本施策)

【資料3-1】

計画における項目	実施内容	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲	令和7年度実施状況	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	今後(令和8年度以降)の実施計画
(11)こんには赤ちゃん事業	全戸訪問により子どもの発達や育児状況、生活状況を確認することで、支援が必要な家庭を把握でき、適切な支援につなぎます。 また、EPDSの実施により、産後うつや産婦の抱える問題の評価をし、評価の結果、育児健康相談事業等につなぎます。	P.24	こども局	すくすく子育て相談室		EPDS高値の産婦に対し、電話等の支援を目標100%とする。 乳児家庭全戸訪問の際にEPDS、育児チェックシート、赤ちゃんへの気持ちシートの質問票を実施。EPDS高値、不安が強い産婦に対して、地区担当保健師が電話や訪問での支援や、乳幼児健康相談などのサービスにつなぐ等の支援をする。	EPDS高値、不安が強い産婦に対して電話等でフォローを行い支援することができた。	100%	実施を継続
(12)育児健康相談事業	相談を通じて、保健師が母の育児について聞き取り、安心して育児ができるよう相談の場を提供します。必要時には専門機関へつなぐなどの対応を行います。	P.24	こども局	すくすく子育て相談室		保健師が母の育児について聞き取り、安心して育児ができるよう、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職と共に保護者の育児不安等の相談にのっている。	3〜4か月児健診後のフォロー者の割合は、対象者42人に対し、受診者40人であった(受診率95.0%) 支援が必要な親子に対し、こどもの発育・発達や育児について支援することができた。	95.0%	実施を継続
(13)ファミリーサポートセンター事業	育児支援や仕事と子育ての両立ができる環境を整備することで、子育ての負担を軽減し、自殺リスクの軽減を図ります。	P.24	こども局	すくすく子育て相談室		保育園や学童への送迎、保育園や学童の保育時間後の自宅預かりなどを行うことで、共働き世帯の負担の軽減を行っている。	保育園や学童への送迎、協力会員宅での一時預かり等を実施したことで、共働き世帯の負担の軽減に努めた。	100%	実施を継続
(14)公立放課後児童健全育成事業	仕事と子育てでの両立を支援するため、子供たちの安心・安全な居場所を確保し、児童の健やかな成長を促します。	P.24	こども局	こども保育課		仕事と子育てでの両立を支援するため、子供たちの安心・安全な居場所を確保し、児童の健やかな成長を促します。	待機児童0を維持し放課後の安心・安全な居場所を確保することにより児童の健やかな成長を促すことができた。	100%	対象者の状態把握に努め、必要に応じて相談機関(すくすく子育て相談室)へつなぐ。
(15)民間放課後児童健全育成事業	仕事と子育てでの両立を支援するため、子供たちの安心・安全な居場所を確保し、児童の健やかな成長を促します。	P.24	こども局	こども保育課		仕事と子育てでの両立を支援するため、子供たちの安心・安全な居場所を確保し、児童の健やかな成長を促します。	待機児童0を維持し放課後の安心・安全な居場所を確保することにより児童の健やかな成長を促すことができた。	100%	対象者の状態把握に努め、必要に応じて相談機関(すくすく子育て相談室)へつなぐ。
(16)青少年健全育成事業	地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情報収集の機会とします。 薬物を乱用している若者の中には、様々な問題を抱えて自殺リスクの高い子もいるため、自殺リスクの高い若者の早期発見・早期対応を図ります。	P.24	生涯学習部	生涯学習課		・街頭パトロール(7・8月※夏休み) ・夏祭り防疫パトロール(7月) ・青少年非行被害防止活動(7月)	青少年の郊外での活動を監視することで、健全で安心・安全な環境づくりの一助として、役割をこなってきた。	100%	「実施内容」の継続
(17)小学校特別支援教育就学奨励事業	児童・生徒の保護者に対し、学校給食費などの就学奨励費を支給する事によって、保護者の経済的負担を軽減します。	P.24	学校教育部	学校教育課		認定児童数 223名 支給額 4,703千円	特別支援学級へ就学する児童及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童について、保護者の所得に応じて、学用品費等を支給した。	100%	「実施内容」の継続
(18)中学校特別支援教育就学奨励事業	児童・生徒の保護者に対し、学校給食費などの就学奨励費を支給する事によって、保護者の経済的負担を軽減します。	P.24	学校教育部	学校教育課		認定生徒数 115名 支給額 4,069千円	特別支援学級へ就学する生徒及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒について、保護者の所得に応じて、学用品費等を支給した。	100%	「実施内容」の継続
(19)避難者支援就学援助事業	震災等に起因する、経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学校給食費などの就学援助費を支給する事によって、保護者自身の負担感の軽減にも寄与します。	P.25	学校教育部	学校教育課		対象者なし	対象者なしのため支給なし。	0%	「実施内容」の継続
(20)小学校就学援助事業	小学校6年間の義務教育を円滑に実施するため、経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学校給食費などの就学援助費を支給する事によって、保護者自身の負担感の軽減にも寄与します。	P.25	学校教育部	学校教育課		認定児童数 444名 支給額 25,726千円	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童の保護者に学用品費等を支給。また、次年度の新1年生の保護者に、新入学児童学用品費を入学前に支給した。	100%	「実施内容」の継続
(21)中学校就学援助事業	中学校3年間の義務教育を円滑に実施するため、経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学校給食費などの就学援助費を支給する事によって、保護者自身の負担感の軽減にも寄与します。	P.25	学校教育部	学校教育課		認定生徒数 357名 支給額 35,940千円	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童の保護者に学用品費等を支給。また、次年度の新1年生の保護者に、新入学生徒学用品費を入学前に支給した。	100%	「実施内容」の継続
(22)河野博士育英事業	支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等につき聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、他の機関につなげて包括的な支援を行います。	P.25	学校教育部	学校教育課		奨学生 44名 5,280千円	認定書交付式の時に、面談を実施できた。 学習や家庭を含めた状況の確認ができた。	100%	「実施内容」の継続
(23)いじめ・不登校対策事業	いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、相談窓口を周知することや、児童生徒の自殺防止に寄与します。 スクールカウンセラー等と連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へつなげます 年3回(学期に1回)いじめに関するアンケートを実施します。	P.25	学校教育部	学校教育課	再掲	・いじめの相談先を児童・保護者向けに情報提供 ・スクールソーシャルワーカーによる関係機関と連携した包括的な支援の実施 ・スクールカウンセラー等を活用した学校・家庭との連携の充実 ・関係機関との情報共有 ・年3回(学期に1回)いじめに関するアンケートを実施 ・いじめ撲滅期間に「SOSの出し方」についての取り組みや特別の教科道德の授業において、命の大切さに関する指導を実施	各校に対していじめの早期発見、迅速かつ適切な初期対応を呼びかけ、校長会等で周知した。 いじめ撲滅期間の取り組みやSOSの出し方についての取り組みについても計画通り実施できた。	100%	実施を継続

自殺対策計画令和7年度進捗確認シート(基本施策)

【資料3-1】

計画における項目	実施内容	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲	令和7年度実施状況	令和7年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度(%)	今後(令和8年度以降)の実施計画
(24)教育センター運営事業	不登校児童生徒の生活改善を図るため、教育相談を充実させ、学校復帰による不安の解消を図ります。	P.2 5	学校教育部	学校教育課		・教育センターの教育相談員の相談件数（224件） ・教育センタースクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる小中学校の巡回を含めた教育相談の実施 ・教育センター「学びサポートピア」通級児童生徒28名	教育センターでの教育相談を充実させるとともに、小中学校を巡回して支援を行った。 学びサポートピアでは通級児童生徒の生活改善を含めた自立のための支援を行った。	100%	「実施内容」の継続
基本施策6 女性への支援									
(1)DV等相談事業	女性のための相談事業（電話相談）を実施し、相談の機会を提供することで、女性の自殺リスクの軽減に寄与します。	P.2 6	総務部	人権・男女共同参画課	再掲	女性ホットライン（毎週月曜日 9時～12時、13時～16時）による電話相談を実施	予定通りに実施することが出来た。	100%	実施を継続
(2)男女共同参画推進事業	女性のための相談事業（面接相談）を実施し、相談の機会を提供することで、女性の自殺リスクの軽減に寄与します。	P.2 6	総務部	人権・男女共同参画課	再掲	女性のための相談室（毎週木曜日 13時～16時 予約制）による面接相談を実施	予定通りに実施することが出来た。	100%	実施を継続
(3)男女共同参画出前講座事業	コミュニティセンターや保健センターなどで実施している講座等に職員が出向き、男女共同参画に関する現状・方向性や相談等について説明を行うことで、自殺リスクの軽減に寄与します。	P.2 6	総務部	人権・男女共同参画課	再掲	男女共同参画セミナー等の研修や民生委員等の会議で実施	予定通りに実施することが出来た。	100%	実施を継続
(4)ワーク・ライフ・バランス事業	男女ともに仕事や子育てなど自らの希望する生活バランスがとれるよう、男女共同参画推進事業所への周知などを行うことで、自殺リスクの軽減に寄与します。	P.2 6	総務部	人権・男女共同参画課	再掲	男女共同参画事業所を2社表彰、男女共同参画情報紙などに掲載し広く周知した。	予定通りに実施することが出来た。	100%	実施を継続
(5)妊産婦保健事業	妊婦から相談に来るのを待つのではなく、支援者側から働きかけを行うことで、問題を抱えながらも支援につながっていない家庭を把握し、適切な支援先へとつなげるなど、アウトリーチの機会、支援への接点となります。	P.2 6	こども局	すくすく子育て相談室		妊娠届出をした妊婦に対して、母子保健コーディネーターや保健師による面接の実施および産後の状況について医療機関等と連携を図り、妊産婦が抱える不安や状況の把握に努め、妊産婦の不安の程度や状況に応じて、適切な支援先へつなげている。	妊娠届出数568件/年 妊娠届出をしたすべての妊婦に対して面接を行い、必要に応じて支援先につなげることが出来た。また、医療機関等と連携を図り、継続的な支援を実施することができている。	100%	実施を継続
(6)出産・子育て応援事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じる伴走型相談支援及び出産・子育てにかかる経済的支援を一体的に実施します。	P.2 6	こども局	すくすく子育て相談室		妊娠届出時、妊娠8か月頃、赤ちゃん訪問時に妊婦や養育者と直接面談し、妊産婦及び養育者が抱える不安等を把握することに努め、必要に応じ適切な支援先へとつなげている。 妊婦のための支援給付金として、医療機関において医師が胎児心拍を確認し申請した方、胎児の数の届出書を市へ提出した方にそれぞれ5万円を給付し、経済的支援を実施している。	妊娠8か月アンケートでは、アンケートの送付を553名に実施し、468名の返信があった。不安のある妊婦について、電話や面談等で支援を実施をした。 妊婦のための支援給付金（1回目）581件、妊婦のための支援給付金（2回目）486件の経済的支援を実施した。	85%	実施を継続。